

女性アスリート強化支援事業についての注意事項

①領収書の宛名は “指定部所属学校長名”

②5万円以上の領収書には印紙を貼付

③この事業はあくまでも、個人への補助事業になりますので、領収書は、個人でもらうようにお願いします。また、他の事業費（県費）と兼ねることはできませんので、気をつけてください。

例) 一泊 6,000 円×10 人=60,000 円ではなく、6,000 円×9 名=54,000 円とは別に、対象者は、別途 6,000 円×1 名=6,000 円でもらってください。

④宿泊証明書については、個人でなくて構いません。

⑤対象経費については、下記の通りですが、個人の物になる（ウェア、道具等）については、配分額の 6 割を超えないようにして下さい。

項 目	使 途 区 分
旅 費	合宿練習等に伴う選手の交通費・宿泊費
需 用 費	競技用消耗品費、移動に伴う燃料費

何かご不明な点がありましたら、高体連事務局まで問い合わせして下さい。